

第1回文京区立小日向台町小学校改築基本構想検討委員会
発言内容の訂正について

令和3年11月30日（火曜日）に開催いたしました第1回文京区立小日向台町小学校改築基本構想検討委員会の中で、資料及び発言の一部に誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、会議の議事録上は、訂正せずに原文まま掲載いたします。

訂正箇所	発言者	誤（原文）	正
議事録 15 頁 8 行目～ 13 行目	マヌ都 市建築 研究所	それから、下から 2 番目でございますが、絶対高さが先ほど 10m とございましたけれども、文京区ではその特例というのがございまして、（中略）絶対高さに対する倍率、これは 2.2 倍までという特例がございます。	絶対高さ制限を定める高度地区の指定について、小日向台町小学校の所在区域である第一種低層住居専用地域は対象外であり、 <u>高さ限度は建築基準法上の 10m が適用される。</u> ※資料第 7 号－ 2 についても同内容の訂正をしております。
議事録 18 頁下から 2 行目～ 19 頁 1 行目	事務局	今高山様がおっしゃっていた面積というのはこの線の右側というか、あくまで学校の敷地の中の校庭の面積になります。	資料第 7 号－ 1 にある運動場の面積 2,974 m ² は、 <u>小学校の校庭及び幼稚園の園庭を合算した面積</u> である。

第1回小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会

会議録

日時	令和3年11月30日(火) 18:30~20:10		場所	文京区立小日向台町小学校 体育館
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p><委員> (出席)</p> <p>委員長 八木 茂</p> <p>副委員長 木村 健</p> <p>委員 長谷川 博康</p> <p>委員 江良 玲奈子</p> <p>委員 高山 陽介</p> <p>委員 春名 正昭</p> <p>委員 酒井 美津子</p> <p>委員 野村 忠昭</p> <p>委員 伊藤 博之</p> <p>委員 田中 純一</p> <p>委員 吉羽 優子</p> <p>委員 岩田 雅治</p> <p>委員 赤津 一也</p> <p>委員 石川 浩司</p> <p>委員 川西 宏之</p> <p>学識経験者 土田 寛</p> <p><委員> (欠席)</p> <p>委員 (茗荷谷町会)</p> <p>委員 新名 幸男</p> <p><事務局></p> <p>熊野巧 (教育推進部学務課)</p> <p>谷津星駿 (教育推進部学務課)</p> <p><コンサルタント></p> <p>株式会社マヌ都市建築研究所：板谷 龍二郎、道家 祥平、小松 妙子、今井 文子</p>			
<p>次第</p>	<p>1. 委員委嘱</p> <p>2 改築基本構想検討委員会について</p> <p>【資料第1号】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱</p> <p>【資料第2号】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿</p> <p>【資料第3号】委員会の運営等について (案)</p> <p>3 改築基本構想検討委員会の進め方について</p> <p>【資料第4号-1】文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会最終報告書</p>			

- 【資料第4号-2】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会開催予定
- 【資料第5号】文京区教育委員会教育指針
- 【資料第6号】文京区立明化小学校等改築基本設計について
- 4 小日向台町小学校の現状について
 - 【資料第7号-1】小日向台町小学校の現状について
 - 【資料第7号-2】小日向台町小学校敷地の法的条件等について
 - 【資料第8号】小日向台町小学校将来需要
- 5 小日向台町小学校増築校舎の建設について
 - 【資料第9号】文京区立小学校教室等増設計画について
- 6 その他

議事録

1 委員委嘱

○事務局：本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めます、教育委員会学務課施設担当の熊野と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、第1回目ということですので、冒頭は事務局の方で進行をさせていただきます。

まず本日の委員の出席確認につきまして、ご報告申し上げます。まず茗荷谷町会に関しては先般町会長さんが交代されたということでご連絡をいただきまして、現在調整中のため本日欠席のご連絡をいただいております。また、新名委員からも欠席のご連絡をいただいております。

次に委嘱状の確認でございます。席上の方に、委嘱状の方を置かせていただきました。お名前等のご確認をお願いできればと思います。

続きまして、本日の資料の配付の確認をさせていただきます。資料は、第1号から第9号まで配付させていただきました。また、第4号と第7号につきましては、枝番としてそれぞれ1番、2番という形で置かせていただいております。資料等のご不足等はありませんでしょうか。ありがとうございます。

2 改築基本構想検討委員会について

○事務局：それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、次第の2の改築基本構想検討委員会につきまして、お手元の資料第1号をご覧いただきたいと思っております。こちらは、文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会の設置要綱でございます。こちらの第5条におきまして、委員会には委員長と副委員長を設けまして、委員長は教育推進部長並びに副委員長は学務課長とすることとなっております。それでは、教育推進部長であります八木委員長の方から、ご挨拶をお願いいたします。

○八木委員長：皆様こんばんは。教育推進部長の八木でございます。当委員会の委員長ということをおおせつかっております。どうぞよろしく願いいたします。本日は小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会に、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、これまで何度か当委員会の開催の通知をお出ししていたかと思っておりますけれども、コロナ禍の中で、なかなか開催ができませんでした。大変ご迷惑をおかけいたしました。遅くなりまして本日開催の運びとなりま

した。

さて、文京区では、学校を改築する際には、このような形で、PTA、父母の会、学校同窓会の方、町会、自治会、青少年健全育成会、校・園長、区の管理職、それから学識経験者の方、こういったメンバーで委員会を開催して、ご意見を伺いながら地域の特性に合った学校づくりを行っております。こちらの小日向台町小学校には、小日向台町幼稚園、児童館、育成室も隣接しているという中で、どのような改築が望ましいかということと一緒に考えていって頂ければと思っております。

恐れ入りますが、先ほどの資料第1号の第2条をご覧ください。資料第1号の第2条です。この委員会が何をすることになったことが書いてあります。第2条の(1)で、改築校舎の基本的な事項に関すること、(2)で「工事期間中の対応について」、(3)「その他委員会が必要と認める事項に関すること」。これらのことを検討して、その結果を教育長に報告すると、こういった目的があります。従いまして、色々なことをこちらで議論して、報告書を作成して、教育長に報告するということがこの会の目的となっていることをご確認いただけるかと思えます。皆様からのご意見をお聞きいたしまして、より良い学校が建設されて、子ども達にとってかけがえのない時間を過ごす、貴重な場所でございます。そのところの実現というところを図ってまいりたいと考えております。そのためにも委員の皆様のご協力を頂戴したいと存じます。微力でございますが、委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局：ありがとうございました。それでは続きまして、資料第2号の「文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿」をご覧ください。第1回目でございますので、副委員長の方から、時計回りで、お名前と自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村副委員長：はい、皆さんこんばんは。副委員長の学務課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員：こんばんは。本校校長の田中純一でございます。本校の改築に向けて皆様からご意見を頂戴しながら、この会を重ねていくことと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉羽委員：皆様、こんばんは。遅くなりまして、申し訳ございませんでした。隣の幼稚園、小日向台町幼稚園園長の吉羽優子と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員：こんばんは。小日向台町小学校父母と先生の会、会長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

○江良委員：こんばんは。小日向台町幼稚園こひなた会、会長の江良玲奈子と申します。よろしくお願いいたします。

○春名委員：こんばんは。小学校の同窓会長の春名です。よろしくお願いいたします。

○高山委員：こんばんは。小日向台町育成室父母の会の代表の高山と申します。よろしくお願いいたします。

○野村委員：古川松ヶ枝町会の野村と申します。服部坂を下りきって、橋を渡った向こう側の町会です。毎年入れ替わる秋、交通安全のためにあそこで監視活動をしますけれども、去年あたりからお世話になっている小学校の児童が大変多くなってきているので、感謝しております。以上です。

○酒井委員：小日向台町町会の町会長をしております酒井美津子と申します。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員：こんばんは。大塚青少年健全育成会、会長をしております伊藤博之と申します。よろしくお願いいたします。

○赤津委員：こんばんは。教育指導課長の赤津でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○石川委員：こんばんは。児童青少年課長の石川と申します。主に児童館・育成館を担当しております。よろしくお願いいたします。

○岩田委員：こんばんは。教育推進部副参事の岩田と申します。施設の方を担当しております。よろしくお願いいたします。

○川西委員：こんばんは。整備課長の川西と申します。施設整備の方を担当しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○土田アドバイザー：こんばんは。委員ではなくて、アドバイザーということで参加させていただきます。東京電機大学の未来科学部というところに建築学科がございまして、そこで教授をしております土田と申します。専門は都市計画と建築計画です。そういう意味では、後でちょっと時間があればと思っておりますが、とても重要な小学校の改築に際して、皆様のご意見、議論等、是非、活性化といえますか、色々な勉強をさせていただくつもりでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局：ありがとうございました。また事務局の補助といたしまして、マヌ都市建築研究所よりご参加いただいております。

○マヌ都市建築研究所板谷：株式会社マヌ都市建築研究所の板谷でございます。よろしくお願いいたします。

○マヌ都市建築研究所道家：同じくマヌ都市建築研究所、道家と申します。よろしくお願いいたします。

○マヌ都市建築研究所今井：こんばんは。今井と申します。よろしくお願いいたします。

○マヌ都市建築研究所小松：マヌ都市建築研究所の小松と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局：最後に、事務局は私、熊野と、同じく学務課施設担当の谷津でございます。よろしくお願いいたします。なお、本検討委員会につきましては、学校、PTA、近隣町会、自治会等の関係者の皆様方から、地域の課題や特性等、広く、ご意見を伺いながら、この会を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、委員会の運営等につきまして、資料の第3号の方をご覧いただきたいと思っております。こちらの委員会の運営等につきまして、委員長の方からご説明をお願いいたします。

○八木委員長：では、資料第3号に基づきまして、委員会の運営等についてご説明を申し上げます。これは、資料第1号の要綱の第8条には、委員会の運営については委員長が委員会にお諮りするという規定があります。資料第3号をちょっと長くなりますが、読み上げますのでお聞きください。

1 委員会の公開等について

小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）は、原則として、委員会が開催する会議は公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表する。

2 委員会の開催の区民周知

委員会の開催予定を区ホームページに掲載するとともに、傍聴の案内は、開催日の2週間前までに日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区ホームページに記載し、周知する。

3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は原則10名とする。

受付は委員会の開催当日、会場において先着順に行う。

ただし、同伴の幼児の保育を希望する場合には、開催日の1週間前までに事務局に申し込むこととする。

4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

(1) 危険物やマイク・プラカード・旗その他の威嚇行為に係るものなど、他人に迷惑を加える恐れがあるものを所持している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 会議中に飲酒、喫煙、携帯電話の使用、発言、拍手など委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者

(4) 上記に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

5 委員会の撮影等

委員会を撮影・録画・録音などをしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする。

6 委員会資料の取扱い

委員会資料は、傍聴者にも配布する。

委員会資料は、会議終了後、速やかに行政情報センターに行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

恐れ入ります。裏側をご覧ください。

7 委員会会議録の取扱い

委員会会議録は、発言者名を記した全文記録方式とする。委員会会議録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容及びその他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

委員会会議録は、会議終了後、速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続きを経て、委員会開催から概ね1か月を目途に公表する。

確認手続きを経た委員会会議録は、会議資料とともに、行政情報センターに行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

8 委員会の代理出席について

委員が、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員本人、または委員の所属する団体の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

以上でございます。この内容について何かご質問、分かりにくい点、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、本件はお諮りし、この内容で原案通り決定ということにさせていただきますと思います。それでは議案通りの内容で(案)が取れたということで、運営をさせていただきます。会議録作成の関係上、皆様のご発言を録音させていただきます。ご発言の前には、恐れ入りますがお名前をおっしゃっていただければと存じます。

本日の傍聴の定員受付方法には、資料第3号の内容に基づいて執り行いましたことをご報告申し上げます。今から傍聴の方がお入りになりますので、しばらくお待ち下さい。

—傍聴者入場—

○八木委員長：傍聴の方については、ただいま資料第3号について委員会でお諮りした結果、議案の通り承認されましたので、傍聴者の皆様には資料第3号の内容に基づき、傍聴いただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは次第に則って、本日の議事に入ります。まず、はじめに、改築基本構想検討委員会の最終目標についてイメージをお持ちいただくために、過去の報告書を元に事務局の方から説明をいたします。

3 改築基本構想検討委員会の進め方について

○事務局：それでは、資料第4号の1をご覧ください。こちらは、現在改築を行っております文京区立明化小学校の改築基本構想検討委員会の報告書でございます。本日お集まりいただきました、この検討委員会におきましては、このような報告書を作成するために議論をしていただく場となっております。また、先ほど委員長の方からもご説明がありましたが、この検討委員会の結果につきましては教育長に報告するということになっております。

まず、1ページ目をご覧ください。こちらは、「施設の整備の必要性」や「検討委員会の目的」、そしてこの後第7号の方でご説明いたします「敷地の概要」、2ページ目にいきますと、「敷地の条件等」を記載しているところがございます。次に2ページ目の下の方になりますが、「施設整備の基本理念」につきましては、今後、検討委員会で議論をしていただくということになります。明化小学校におきましては、三つの基本理念が掲げられております。一つ目は、3ページにございます「多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり」でございます。二つ目は4ページに記載がございますが、「健康的で安全な学校づくり」というのが二つ目でございます。最後の三つ目につきましては「地域に開かれた学校づくり」、このような三つの基本理念に沿った形で、検討を進められたというところがございます。

続きまして、5ページをご覧ください。5ページは「施設全体の整備方針」について、今後検討委員会の中で、既存の校舎をどのようにしていくのか、また体育館やプール、こういった施設につきましても、どのように考えていったら良いかという形の整備方針でございます。

6ページから9ページにつきましては、「必要諸室等についての考え方」を記載してございます。例えば、普通教室を何教室整備するのか、また、特別教室をどのように整備するのか。管理諸室として、例えば、校長室や職員室などの諸室や体育館、プール、運動場、避難所機能、幼稚園についての考え方を記載しております。

10ページをご覧ください。こちらは、仮校舎について記載してございます。実際に改築を行う場合には、計画によっては仮校舎を設置するということが必要になってまいります。その中で仮校舎は、現在の敷地内で建設するということとなりますので、こういった対応を含めて記載をしているというところがございます。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらはプロポーサル方式について記載しているところがございます。基本構想に基づいて今後改築工事に取り掛かるという予定になっております。

最終ページには、明化小学校の改築基本構想検討委員会の開催を記載しております。明化小学校では、第1回から第9回まで開催し、その中で現地視察等を含めて開催しているというところがございます。

こちらの資料については以上でございます。引き続き資料第4号の2、こちらの方をご覧くださいと思います。

○事務局：先程の明化小学校改築基本構想検討委員会を参考に、今回の小日向台町小学校の基本構想検討委員会の開催予定を記載したものでございます。検討委員会の開催につきましては、本日の開催を含め、全体として6回の開催を予定しております。本日、第1回目につきましては、記載の通りでございますが、小日向台町小学校の現状や増築工事の建設は、後程ご説明させていただきます。次の第2回以降については、検討内容の案ということではありますが、2回目については施設の老朽化に伴う課題の整理、施設の一体整備・土地活用の方法について、改築校舎の配置について、仮校舎の計画について、こういったものを第2回で考えております。第3回につきましては、改築の基本理念についてや、全体の整備方針というものを第3回で考えておりました、第4回は必要諸室、こういったものの考え方でございます。こういった内容を取りまとめた上で、第5回で報告書の素案というものをお出しして、最終第6回で報告書という形で取りまとめていきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○八木委員長：ありがとうございました。では、ただいまのご説明に対してご質問があれば、お伺いしたいと思います。

○高山委員：小日向台町育成室父母の会の高山です。ここで、スケジュールが第2回から第6回まで、おおよそ目安として何年の何月くらいかというのがもし決まっているようであれば、お聞かせいただきたいんですけども。

○八木委員長：では、事務局から。

○事務局：今後の新型コロナウイルス感染状況にもよりますが、来年度末くらいで報告書をまとめたいて考えております。

○高山委員：ありがとうございます。

○八木委員長：補足をいたしますと、前回の明化小学校改築の際には何校か学校を実際に見に行っただけですね、参考にしました。その回数がこの中には入っておりませんので、もし現地視察をするということになれば、若干延びることも考えられるとご理解いただければと思います。

他にご質問はいかがでしょうか。

○酒井委員：必要な教室が何個かというような、予測数があるのですけれども、そもそもこの学区内の児童数をどう予測し、完成した後とか、その後の児童数をどのように予測しているのですか？というのが一つです。

その時に、小日向小学校は、昔は1クラスになって運動会ができなかった、紅白ができない、という時代から今、3クラス、4クラスになるかも、というような児童数の変化に対して、もうこの敷地、この広さの中で、その子どもたちを収容して、その中で作るのだということが前提としてあるのでしょうか？というところをお聞きしたいと思います。

○木村副委員長：ご質問ありがとうございます。まず、今後、文京区の子どもたちがどのくらいこれから増えていくのか減っていくのかということにつきましては、今、毎年全体的に子ども達が増えている状況にあって、特に小日向台町小学校のこのエリアにつきましても、毎年数が増えているという状況でございます。これは文京区の「文の京」総合戦略の中にも、この人口分布図の中では年少人口はまだこの後10年、15年は増えていくという予測をしているところです。ただ、今はコロナウイルス感染症の影響によって、少しその動向が変わっている部分もありますので、そこも加味していかなきゃいけない部分はありますけれども、この先の状況をきちんと把握した上で教室数というのを、担保していかなきゃいけないということになります。この後ですね、説明資料用に第8号があるんですけども、ここはまた後で詳しく説明いたしますが、この8号を見ていただきますと、今後、このくらい子ども達の数が増えていくというところの推計をしておりますので、こういったものに基づいて、将来クラス数を確保していく。またこの学校もそうなんですけれども、その設計をしていくのにあたっては、将来そういったスペースを、有効的に活用できるように作っていくということも考えていかなきゃいけませんので、今ここでこのくらいだという予測を立てても、その先どうなるかというものも一定程度プラスアルファを考えていかなきゃいけないので、そういったものも、この敷地の中でこれ以上敷地が広がることもなかなかないものですから、我々も極力この中でこの改築をしていくということになりますので、その中に作り方、そういったものも含めて、これから考えていかなきゃいけないということでもあります。

○八木委員長：よろしいでしょうか。子どもの数については、去年までの予測は資料第8号にも書いてあるんですけど、建設をするともっと長い期間ということで見なくちゃいけなくて、ある程度の間、ずっと人口が増えていて子どもも増えますが、あるところを境に、減っていくだろうと区の方では予測しています。ですから、建てた時からしばらくの間は、子どもの数が増えるということ踏まえた建物を建てていかなきゃいけないという、今のお話だったわけですね。建物は、この敷地の中で今あるものをどうしていくかということを考えていくということですね。

○酒井委員：ということは、児童数の増加に伴って子ども達のゆとりのある環境というか、校庭にしても、自然林にしても、親というか、保護者、世間一般としては広い、なんて言うんでしょうかね、ゆとりのある空間の中で子どもを育てたいなっていう希望はありますけれども、それに関してはもう今ある敷地の中でするので、それに合わせて、その中で建替えを、という区の方針なんですね。

○木村副委員長：この敷地の中で建替えを検討していくわけですけども、だからと言ってグラウンドが狭くなるかどうかというのは、作り方の工夫もあると思います。なので、そういうところも含めて考えていきますので、できることできないことはあるかもしれないですけども、我々としては、できる限り広いグラウンドで、できる限り広い空間の校舎で、ということをしていく中には、敷地はここしかないですけども、その中に工夫をしてその空間を作っていくということも今後考えていくところになりますので、何もかも狭くなるというわけではないので、その辺は様々な工夫をしながらできる対応をしたいと思っています。

○酒井委員：はい、ありがとうございます。

○高山委員：すみません、度々失礼いたします。育成室の高山です。ちょっと今、ちょうど酒井さんの方から子どもの増加についてというお話があって、育成室の方にも影響する話かなと思って、育成室の先生からも今日の様子を聞いてきてほしいなという意見をいただいていた。以前、小日向台町育成室も一つの部屋だったから、やっぱり子どもが増加して、どんどん枠が足りなくなって、図工室のような部屋を潰して第二育成室をそこに作ってという経緯があったと聞いています。今もかなり定員がいっぱいで、待機児童が育成室の方はある状況。今後さらに足りなくなるのは、もう目に見えている中で、育成室も老朽化がかなり進んでいて、そっちの方も同時に工事が入るのかな、それとも全然別の計画なのかなというのは、今どうなっているのか、そこを聞かせていただけたらと思うんですけども。

○八木委員長：タイトルにですね、小日向台町小学校等と書いてございます。この「等」というのは、まさに敷地が隣接する、幼稚園、児童館、育成室、これら込みで考えることにするかどうかは、この会が決めるということになりますね。ですから、小学校だけにしようというのも勿論考えられることとしてはあり得ますけど、同じような敷地の中にあるので、何か同時にできるかもしれない。これは、私たちがこうしなさいということではなくて、まさにこの会議の場でアイデアを出していただければと考えております。

○高山委員：ありがとうございます。今うちの子が3年生で、もう3月で卒業してしまっただけで次の会長に代わらなければいけないという部分があったんですけども、この会議体は1年以内、いつまで僕がここに関われるかな、どのように次の会長に継ぐかなというところがあったので、今質問させていただきました。ありがとうございます。

○野村委員：古川松ヶ枝町会の野村と申します。敷地の問題が話題になったので、ちょっと確認したいんですけども、環3沿いに桜並木通りの延伸計画がずっと凍結されていて、私の聞くところによると、この体育館そのもの自体がちょっと引っかかると、そのために増築ができないでいたと伺っております。服部坂そのものも拡幅というのも話にはあるんですけど、その辺の関係はどうなっているのでしょうか。

○マヌ都市建築研究所板谷：後で敷地の話をご説明しようと思っておりましたが、おっしゃるように計画案は通っておりまして、一部被ることになると思います。まだ計画はあるだけで、実施計画には至っていないので、いつになるか未定でございますね。だけど、それを予測して建物は考えなくちゃいけないので、それも含めて検討することになると思います。

○野村委員：未定とあるがために、例えば、服部坂の下の方の私の知人宅は、3階建てまでしか建てられなかったと聞いているんですね。その辺の規制というのは、どうなるのかなって、そこが結構すごく

疑問なんですね。

○マヌ都市建築研究所板谷：私は色々なところでそういう話を聞きます。計画線が入っていると、おっしゃるように3階建て、将来的には壊せるような建物じゃないと建てられないところが多いです。だけど、計画線が入っていれば、それに従わないと駄目なものですから、この学校もそれにかかることになると思います。一部でございます。後で、図面で説明したいと。

○八木委員長：よろしいでしょうか。

○野村委員：ありがとうございます。

○八木委員長：他にはどうでしょうか。はい、ありがとうございます。

○八木委員長：その次はですね、次の議題に移りまして、改築基本構想委員会を進めるにあたりまして、教育委員会の指針について、ご説明をいたします。

○事務局：それでは、資料の第5号をご覧くださいと思います。こちらは文京区教育委員会の教育指針でございます。学校の改築等につきましては、こちらの教育指針に基づきまして、実施していくというものでございます。

それでは、この建築に関する部分につきまして、説明をさせていただきます。まず、視点2をご覧くださいと思います。「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」というものでございます。もう一つは、視点4をご覧くださいと思います。こちらは「子どもの学びを保障する教育環境」というものが、今回の改築等に該当する部分でございます。具体的に申し上げますと、次のページのA3版の教育指針の体系をご覧くださいと思います。先程の視点2や視点4の内容をさらに詳細に記載した内容のものでございます。

まず、視点2の「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の「(4) 保・幼・小・中の連携・接続」、こちらの方をご覧くださいと思います。こちらは五つございますが、そのまま読み上げさせていただきますと、一つ目が「保育園・幼稚園・小学校・中学校の円滑な接続の実現に向け、幼児・児童・生徒、教職員、保護者等の相互交流の機会の充実を図ります。」というものです。二つ目は、「地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます。」ということ。三つ目が、「子どもたちの『育ち』と『学び』の適時生を踏まえうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります。」ということ。四つ目が、「教員・保育士間の相互理解を深め、保・幼・小・中連携教育の指導が充実するよう、研修・連携体制の充実を図ります。」というものです。五つ目が、「小中連携教育の推進のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します。」という記載がございます。

次に視点4の「子どもの学びを保障する教育環境」の「(5) 学校施設等の整備」についてご覧くださいと思います。こちら六つほどございます。まず一つ目が「老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状況による緊急度等を考慮し、計画的に順次実施していきます。」というものです。

二つ目が、「学校施設の整備にあたっては、安全で快適な環境を確保するとともに、バリアフリー化を推進します。また、自然エネルギーの活用など地球環境にも配慮していきます。」というところです。三つ目が「ICT 機器を活用した質の高い教育環境を提供できるよう、学習指導要領等に対応した設備や学習機器の整備を推進します。」というところです。四つ目が、「地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、区の施設との複合化など、地域の特性に応じた特色ある学校施設の整備を進めます。」というところです。五つ目が、「校地の有効活用のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します。」というところです。最後に、「施設の改築、改修計画に合わせ、その時々保育所待機児童数等の状況を総合的に考慮の上、区立幼稚園の認定こども園化を進めます。」という記載がございます。学校の改築等についてはそのような視点を持って進めていくというところがございます。

私からは以上となります。よろしく申し上げます。

○八木委員長：では、ただいまの説明に対しましてご質問があれば、お願いいたします。

○高山委員：私ばかり質問してしまって恐縮なんですけれども、この視点2の(4)①の、「保育園・幼稚園・小・中の円滑な接続」とあるんですけれども、具体的にこの改築計画等における円滑な接続というのは、どう反映されているのかお聞きしたいなと思ったんですけれども。例えば、幼稚園は隣接していますし、そこの連携はあるかなと思いました。あと、育成室も連携の場にはなっているのかなと思うんですけれども。他にどういったところを考えられるのかというのを教えていただければと思います。

○木村副委員長：(4)①に関しましては、これはどちらかというハード的な話ではなくてソフト的な話なんです。なので、子ども同士、児童、生徒がどう結びついていくかという部分の、どちらかという教育体系的な部分になってきますので、改築という部分につきましてはやはりですね、こちらの視点4の⑥であったり、⑤であったり、こういった部分が接地、同じところにあるものに対して今後どうやっていこうか、先ほど委員長の方から話がありましたけれども、その隣接にある幼稚園、育成室、児童館、こちらの方もどうしていくかというところもまた皆様の中で議論していただいて、小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会の報告書としてどうまとめていくかというの、今後また議論していきたいと思っています。

○高山委員：ありがとうございます。

○八木委員長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○野村委員：幼稚園と小学校は一応同じ敷地ですけれども、保育園はすぐ裏にございますよね。あっちの方は、今回は除外ということで、よろしいのでしょうか。

○八木委員長：基本的には、こちらの小日向台町小学校の接しているところということなので、おっしゃる通り保育園はハードとしては一緒ではないと考えております。

○野村委員：ありがとうございました。

○酒井委員：質問というわけでもないんですけども、やはり広い、環境の良い小学校を作るんだとしたら、例えば、もう今頃言ってもせんないことではありますけれども、新渡戸稲造の跡地であるとかを、土地を取得するチャンスというのは、過去に文京区にはあったわけですけども、そういうところには教育投資というものをしないで、この敷地の中でだけ考えるというのは、元々の何というか区の方針というか、予算の使い方というのが、教育に対しての予算というのがとても少ないというか、思い入れがないなと思っております。この検討委員会というのは、もうここに書かれていることってというのは、区の方針として決まっているからそれ以上のことは希望したり言ったりしても仕方のないことなんですよ。例えば、他に隣接するというか、近場にある程度以上の広さの土地が手に入れば、幼稚園とか育成室とかというのが移ったって良いとも思うんですけども、その点はもう今から言ってもしょうがないことですね？

○八木委員長：現時点では、土地の取得ということが確実ではないですから、土地の取得を前提にしたような改築ということではなくて、今、区として行えることは何かということで考えるのが現実的な対応ではないかなと思っております。

○木村副委員長：今までも、この小日向台町小学校の近隣の土地につきましては、今奥の給食室のあるところだとか、過去にできる限りそういうお話があった時には、土地の取得をしまいいりました。そういうお話がある時には、文京区といたしましては、学校の隣地についてはできる限り購入したいという思いで動いてはいるんですけども、売主さんとの交渉の中で、なかなか隣地が、買えるときは買えるんですけど、難しいときもあるというところで進めているところです。過去に何度となく、この近隣の色々なお話があったときに対応したんですけども、やはりなかなか我々のスタンスといたしましてはこの敷地に限りというわけではなくて、お話があればいつでもそういうお話をしていくんですけども、そこには売主さんとの関係もあるので、交渉は最後は上手くいかなかったということもありますが、我々といたしましては、できる限り学校の、文京区の学校は校庭もそんなに広いわけではないですし、広い敷地にしていきたいという思いはあるんですけども、今まで過去の経緯といたしまして、そこは申し上げさせていただきました。色々チャレンジはしたんですけども、上手くいったとき、上手くいかなかったときということがありましたというところです。

○酒井委員：ありがとうございます。

○八木委員長：はい、ありがとうございました。ここまででいかがでしょうか。

○八木委員長：では、次に移らせていただきます。次に現在、明化小学校で実施しています小学校、幼稚園の一体的改築について、ご参考までに事務局からご説明いたします。

○事務局：それでは、資料第6号をご覧くださいと思います。こちらは、「文京区立明化小学校等改築基本設計について」でございます。まず一般的な流れを申し上げますと、先程も申し上げましたが、検討委員会で報告書を作成するための議論を行っていただくところまでは、委員の皆様方の役割となります。その後、教育委員会におきまして、整備方針を決定し、業者の選定を行っていくところとあります。

資料第6号をご覧くださいますと、2ページ目のところにあります「全体イメージ図」や、4ページに記載がございます「計画の特徴」、また5ページから6ページに「配置図」や「平面図」を載せてございます。こうしたものは報告書の内容を元に、選定業者から提案してもらい、最終的に教育委員会で決定をする形になります。改築等の基本設計は、このような流れになります。私からの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○八木委員長：では、ただいまの資料等についてご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。では、次に移りまして、次第の4に移ります。小日向台町小学校の現状について、事務局よりご説明いたします。

4 小日向台町小学校の現状について

事務局：それでは資料第7号の1をご覧くださいと思います。こちらは小日向台町小学校の現状について、記載をしているものでございます。まず、敷地の概要につきましては、記載の通りでございます。次に教室等の現状でございますが、現在、普通教室として16教室ございます。また、理科室や音楽室、図工室などの特別教室や校長室などの管理諸室というものがございます。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。こちらは小日向台町小学校の配置図でございます。一番左のところに表示しております㊸が小日向台町幼稚園でございます。それ以降のページにつきましては、1階から3階の平面図という形で、載せさせていただいております。

以上になります。よろしく申し上げます。

○八木委員長：ただいまの資料について何かご質問があればお願いいたします。

○マヌ都市建築研究所板谷：では続いて、資料第7号-2についてご説明したいと思います。

この左上の地図、これは都市計画図でございまして、オレンジで囲った部分が小日向台町小学校内でございます。周りに描いてある青いところ、これが右に凡例が書いてございまして、凡例の一番上、第一種低層住居専用地域、これにあたります。これにあたりますと、真ん中の表の左側でございますが、第一種低層住居専用地域は建ぺい率が60%、容積率が150%。150%と言いますと敷地の1.5倍でございますね。先ほど敷地面積8,582㎡というのがありましたが、その1.5倍の面積まで建てることができるということでございます。それと、高さ限度がありまして、10m。これが、第一種高度地区がかかってございまして、左下の図面に、その第一種高度地区のことが書かれてございまして、今その条件で言いますと10mまで。それから、真北方向は5m上がったところから、1mいくと60cm上がるような斜

線制限がございます。それで斜線制限と一緒に、日影規制がかかっておりまして、1.5m のところで4時間-2.5時間と。これは、5m を超える範囲と10m を超える範囲とに制限がございます。それから、準防火地域という地域がかかってございます。

それからめくっていただいて、そこに建築基準法に係ることが書いてございますが、この辺は個別の話なので、小学校なので構造的には普通の建物より構造的にもつように設計しなくてはなりませんし、安全を保つようにするために守ることでございますので、これは問題ないと思います。それから真ん中、東京都建築安全条例が書かれておりまして、教育施設、小学校に対する制限が書いてございます。4階以上には、普通の一般教室はだめであるということが書いてございます。それから、下から2番目でございますが、絶対高さが先ほど10m とございましたけれども、文京区ではその特例というのがございまして、大規模な敷地にかかる制限を外すことができるということになっていまして、ちょっとこれは間違えています。3,000㎡以上5,000㎡未満と書いてございますが、ここの敷地は8,582㎡なので、5,000㎡を超えて1万㎡未満でございますので、絶対高さに対する倍率、これは2.2倍までという特例がございます。ただ、特例がございまして斜線制限というのがかかって、あとは日影規制もかかってまいりますので、むやみに高いものを建てられるわけではございません。

それから、この次のページを開いていただきまして、これがもっと大きくしたものでございます。それで、一番問題になりますのが、先ほど質問があった計画道路。右下の斜めに入っているところでございまして、一部学校の敷地にかかっている部分がございまして、ここにかかる部分は先ほどおっしゃっていたような3階以下にして、将来的には解体しやすいものにしないで駄目なようになっていきます。それから敷地全体は、これは今の日影規制、それから斜線制限をかけてみますと、この青い、半分くらい10m と書いてございますが、その部分が10m 建つところでございまして、今の建物は昔に建てられたものでございますので、今の法律には合っていないくて、日影は出てしまうような既存不適格ということに引っかかるようになってございます。それで、将来的にはこの日影規制を守りながら、改築を考えていく、そういう計画になります。建物、敷地に関することは以上でございます。

○八木委員長：ありがとうございます。ただいまの資料第7号-2について、ご質疑があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

では、その次へ移ります。小日向台町小学校ではですね、今後どのくらいの数の教室が必要になるか、先ほどちょっと出ましたけれども、改めて事務局よりご説明いたします。

○事務局：それでは、資料第8号をご覧いただきたいと思います。こちらは小日向台町小学校の将来需要、必要となる教室数の推移でございます。現在の普通教室は16教室となっております。今後、令和4年度から5年度にかけては17学級。令和6年度以降につきましては、18学級を見込まれているところでございます。また上振れを考慮しますと、令和5年度以降は最大で20学級を見込まれるというところでございます。従いまして、現在の既存校舎では今後十分な教育環境が難しくなるのではないかと考えております。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○八木委員長：引き続き9号の説明をお願いします。

5 小日向台町小学校増築校舎の建設について

○事務局：続きまして、事務局・谷津の方から資料第9号、小日向台町小学校の増築についてご説明させていただきます。資料第8号にもあります通り、小日向台町小学校の児童数の増加に伴って、学級数も年々増加していくものと思われます。今回の増築計画につきましては、令和5年度、最大で19学級と予測しておりますが、令和5年度の学級数に間に合わせるために、今計画を進めているところでございます。建物の計画としましては、鉄骨造地上2階建て、1階と2階を合わせて延床面積600㎡程度の建物を計画しております。中に入る諸室としましては、特別教室、こちらは準備室を含めて2部屋。また、会議室、あとは防災備蓄倉庫、この辺りを増築校舎の中に入れ込むという計画としております。スケジュールとしましては、本年の4月から基本的な設計を始めておまして、本年の9月末に完了したところです。現在、実施設計というんですけれども、細かいところの設計を今詰めている段階でございます。また、委員の皆様には周知させていただいているところではございますが、既存の体育館の横に付いている体育倉庫、あとは砂場ですとか、増築校舎の位置にあるものの解体工事、こちらを明後日12月2日から着工することになりました。周知の中では、11月29日というのが着工予定だったのですが、校庭を少しでも長く使えるようにということで、工期を少し短縮して12月2日から解体工事を始めさせていただきます。解体工事が終わった後は、埋蔵文化財調査を1月、2月頃にかけて行いまして、本格的な増築校舎の建設は年度の明けた4月以降を予定しております。なお、増築校舎の配置につきましては、裏面にありますとおり、この体育館の横に増築校舎が建つような計画としております。また、増築校舎の建設に伴って、今のトラックや50mライン等々、再整備する計画としております。私からは以上になります。

○八木委員長：ありがとうございました。資料第8号によりまして、子どもの数が増えているので学級を作らなければいけないということで、その対応工事が資料第9号にあるような形で行いますということをご説明させていただいたものなんですけど、ご質問等お願いいたします。

○春名委員：同窓会長の春名です。明化小学校の資料では「復元的改築」、あるイメージを残すといったことが書いてありますので、小日向台町小学校の場合は、階段の円型のところがすごくいいんですね、あれを復元的に残せないものかどうか、それだけを伺いたいなど。

○木村副委員長：明化小学校の復元的改築という手法につきましては、基本的には、今あるものは壊させていただいて、新しく作る時に同じような形で作るという手法で、今回明化小学校はやらせていただいたんですね。明化小学校の場合は廊下にアーチ状の柱があって、そこが地域の方々がすごく残したいという部分だったんですけれども、同じものを、今あるものをそのまま残すことはできなかったもので、同じように作るというところで対応させていただいたといとところでございますので、本日は第1回目ということもありますので、一連の話をさせていただいておりますけれども、この2回目以降に、例えば、小日向台町小学校のこういう部分が将来的に継承していきたいとか、そういった議論もできればなと思っておりますので、またその時には、この学校の様々な魅力、残しておきたいものというものを、今後お話ししていけたらなと思っております。

○春名委員：ありがとうございます。もう一つだけ、同窓会から。明化小学校のプランの中でも、校歴室を整備するというような内容を見まして、同窓会であれば校歴室に同窓会の資料が入れてあるんですね。最初はもうちょっと広いスペースだったんですが、教室がなくなって、どんどん狭くされてしまったんですね。ですからやっぱり、今後改築する場合に、校歴室は同窓会の資料が残せるということはセーブしていただきたいなど。本当は、会報、3年分を発送するためにはいつも教室を借りるんですけど、同窓会のために教室を作ることはできないでしょうから、それはやむを得ないでしょうけれども、校歴室に同窓会の資料を置くところだけはきちんと確保していただきたいというのが同窓会からのお願いです。以上です。

○八木委員長：今の内容のご意見があったということで承ります。

○野村委員：一点確認なんですけれども、この委員会で検討する事項の基本なんですけれども、一番最後のこのページの網掛けの部分だけの改修について検討するのでしょうか。

○事務局：私の方から回答させていただきますと、本検討委員会におきましては、学校の建替え、改築ということを検討する場になりまして、私が資料第9号でご説明した内容は、増築と違って改築ではなくて、今の児童数の増加に対応するために、今の校舎を残しつつ、新しい建物を建てるという計画。こちらを私の方でご説明させていただきましたので、資料第9号の裏面にあります網掛けの部屋につきましては、増築校舎を建てる位置と、増築校舎が建った後に理科室ですとか図工室、この辺りを増築校舎に移して、そこを普通教室に工事するというものになります。なので、本検討委員会で検討する内容ではございません。以上です。

○野村委員：この裏面のところというのは、要するに仮設と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局：改築後はなくなる建物とだけ思ってください。

○野村委員：ありがとうございます。

○八木委員長：分かりにくい説明で申し訳ございませんでした。他にいかがでしょうか？

○酒井委員：必要な教室数とかっていうものが出ているんですけれども、あと容積率とか、建ぺい率とかいう可能な建物の大きさというものが示されていますけれども、学校の施設を作るというときにあたって、教室の数とかっていうだけではなく、運動場の広さとかいうものについては生徒数に対してどうか、或いは小学校であれば運動場で100m走が出来るのが望ましいとか、運動場の広さについては何か基準というか、そういったものはあるのですか？

○木村副委員長：私の方から答えさせていただきます。基本的には、文部科学省の方から、小学校の整

備指針というものがあまして、そちらの方にも運動場の大体規定というものがあるんです。ただ、あるんですけども、例えば、敷地の形状によってはそこまで大きく取れないという場合もありますので、基本的なガイドラインというものはあるんですが、全てそれを守らなきゃいけないというわけではないんです。なので、この敷地の中で、限られた中で、なるべく大きく取るというところが、今の改築じゃなくても、文京区においての指示の条件の中ではそういった形になるのですが、基本的には本来でありますと、そういった指針はあるんです。ただ、なかなか文京区の各学校の校庭が狭いという部分はあるので、そこについては一定の考慮はされるということになっています。

○酒井委員：文京区はマスタープランがあつたりだとか色々な良いものはあるんだけど、結局ほぼ守られないというか、他の目的のためにやむを得ないのは見えている現実的な対応が多いと思います。やっぱり、広い校庭を持った学校を作りたいのであれば、その時にやっぱり土地の広さというのはいらるだろうと。それには、やっぱり人口増とかというのを考えると、育成室とか幼稚園は別のところに移した方が良いのではないだろうか。そういう発想は良い学校を作ろうと思うのであれば、当然出てくると思うんですけども、アドバイザーの先生も都市計画とかそういったことをベースに考えられるんだったら、そういう検討というのはもう全て終わっていて、今から要望を出しても変更はないということですね？文部省の指針というのは、あくまで指針であって、絶対に守らなければならないものではないから、守らなくても良いでしょうという姿勢の計画であると理解してもよろしいのでしょうか？

○木村副委員長：すみません、私の言い方がもし誤解を生んだのであれば大変申し訳ないのですが、法令を遵守しなくても良いということを私は言っているわけではなくて、できる限りそういう対応をするべく、広さを担保する必要性はあると思っておりますが、現状の中においてできないものについてですね、それ以上のことはできませんので、その中においての、都心部分においての特例が認められているというところでございます。なので、我々としても出来る限り広くはしたいんですけども、この敷地、限られた敷地の中で最大限の効果を発揮するような形で、我々は考えていきたいと思っています。

○酒井委員：はい、ありがとうございます。

○高山委員：育成室父母の会の高山です。資料第7号の1によると、小学校の現状の敷地面積で、運動場の広さが2,974㎡と書いてあるんですけども、これ、地図を見た時に幼稚園の園庭も含めて入っているように見えるんですけど、これは一緒に考えている広さなんでしょうか。一応、プールを敷居に、この地図を見ると右側が小学校の校庭で、プールから左側が幼稚園の園庭と、一応使い分けしていると伺っているんですけども。

○事務局：校庭の広さにつきましては、プールの左、資料第9号の図面を見ていただくと、プールの左側に縦線が入っているかと思うんですけども、ここが幼稚園と小学校の境になっていまして、今高山様がおっしゃっていた面積というのはこの線の右側というか、あくまで学校の敷地の中の校庭の面

積になります。プールの上の部分は、学校の面積として出しております。

○高山委員：ありがとうございます。今、資料第7号を見ながら質問していたので。先ほど④の部分
が幼稚園ですよということで、これを見るとプールの左も含めて校庭のような考え方に見えたので、
ちょっと確認させていただきました。

○事務局：すみません。敷地の境界は資料第9号のプールの左側のラインのところになりますので、そ
ちらが正しい敷地の位置にはなります。

○高山委員：ということは、この計画も基本的にはプールの右側までの、この資料第9号の裏の中の建
物のその計画になるかなということですよ？

○事務局：増築についてですか？

○高山委員：増築ではないです。これからの改築の方で。

○事務局：小学校だけを検討するのであれば、そうなります。

○高山委員：どうしても育成室、幼稚園が同じ建物で、これ全部を、先ほど酒井さんがおっしゃったよ
うにより子どもたちがゆとりを持って学べる環境をと考えた時に、なかなか幼稚園も人数が増えてく
ると思いますし、そういう中でかなりこの範囲で工夫しても限界がある、相当あるのかな。ただ、他の
場所に幼稚園が移るといっても、育成の色々な保護者たちとも話をしている、他の学校の保護者と
もよく話すんですけども、他の学校の育成室は離れているんですね、学校から離れた場所にあって、
一年生の保護者だと一人でそこを歩かせるのは交通の通りが多くてちょっと心配だなという意見もす
ごくありますし、という中でこの小日向は隣接しているので、僕も息子が育成室にお世話になってい
るんですけども、すごくやっぱり隣り合うというのは安心感があって、放課後アクティで一緒に混
じってクラスの子たちと遊んだりだとか、すごくそういう意味での、育成室に行っているからと言っ
て、クラスの子たちと全然分断していくかとかそういうこともなくて、仲良く一緒に過ごさせているの
がすごく良いことだなと感じているんですね。なので、本当は近隣の部分にさらに敷地が広がって
いくと理想ではあるんですけども、なかなかね、先ほど土地の持ち主さんとの関係性というか、交渉で
云々というのもあると思うので難しいと思うんですけども。その辺がね、上手く。全然まとまりのない
話なんですけれども、考えた上でね、良い形が何なのかなというのを色々一緒に考えさせていただ
いたら、ありがたいなと思いました。

○八木委員長：ご意見ありがとうございます。他にはご意見ないでしょうか。よろしいでしょうか？
今、資料の方が第9号まですべて、ご説明を申し上げたという形になりますけれども、繰り返しまし
て、こここのところをもう一回聞いておいた方が良いなというところがあれば伺いしますが、よろし

いでしょうか？

6 その他

○八木委員長：では、本日の進め方ということで、小日向台町小学校については改めまして改築をするという方向で検討を進めるということで、確認をさせていただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日の議論を踏まえ、今後、学校施設における課題、敷地の有効活用というのも、色々な施設を含め検討していこうというのも、今意見をいただいてきましたけれども、その辺についても今後議論は進めていきたいと思っております。それでは全体を通しまして、土田先生の方からお願いをいたします。

○土田アドバイザー：改めまして、電機大学の土田と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。私、文京区の方の特に景観まちづくり審議会等々、もう10年以上お手伝いをさせていただいていることもありますし、明化小学校の時もアドバイザーをさせていただいて、校長先生、幼稚園の園長先生、当時を含めてちょっとご迷惑をかけたかな、なんて思いながら。建築の専門ですので、明化小学校、正確には本町小学校等々、例えば、千代田区に行くと錦華小学校と呼ばれる小学校がありますね。今はもう建て替えに入っちゃってますけど、あの辺は関東大震災の時の流れを汲む。地域防災というのは、関東大震災で学校が壊れちゃう。そんな時に、やっぱり地域の人たちが子どもを引っ張っていく。とにかく、当時の東京市が全力を上げて、コンクリートの建物、しかも防災公園をつけてっていう、東京都の決められた都市計画の中ではとても重要な、勿論、明化は直接それではなかったんですけど、同様の構造を持った当時の東京市の技師、建築技師がですね、全精力をあげて作ったものだったので、心の中では残せないかなと思いつつ、校長先生のこれからの子ども達、とくに町会長の皆さんの未来の子ども達にとっての教室とはなんだというようなところ。それで実はすごく時間がかかって、喧々諤々、このような委員会で議論させていただいたというのが記憶に残っております。今日も改めて皆様のお話をお伺いして、やはり私自身、建築の歴史そのものはかなりマニアックな話だったりするんですけど、やはり長い時間ここに建物があって、卒業された方達もまだ近所にお住まいであって、その間世の中はとっても変わっています。けど、子ども達がここで経験すること、したことというのが地域のまちづくりにつながっていくんだなっていうことについては、やはり変わらないなというところはとても重要だなと改めて感じさせていただきました。都市計画、建築、私の場合は実は都市計画と建築ってちょっと建築学の中でも専門が違うんですけど、私は欲張りなのでそれを横断的にやって、ある種環境のデザインそのもので、例えば、ハードだけ建てておけばいいわけじゃないですし、中身のソフトウェアについて校長先生たちに丸投げでもしょうがない。その先生たちが、やりたい教育、地域の人たちが考えたい子供の未来をいかに実現するかっていう時に、建築、今日、主題は改築になっていますけど、先ほどご指摘あったように、外部空間、屋外運動場も含めたトータルな環境をいかに最適化するかっていうようなところは、少しそれぞれお立場とお考えは若干ずつ違ったりなんかはありますが、是非総意として形作っていけるような流れが大事なかなと思って、今日お話を伺いしておりました。私はこんな風体ですが、一応大学生の研究教育に携わっておりますので、新型コロナウイルスのうかれこれ1年半以上経って、先生方も大変だったと思います。ちょっとだけ、建築学会の仲間たちと一緒に研究

をやったこともあって、簡単に紹介すると、やはり未知のウイルスだということで、だいぶ良くも悪くも過剰反応があって、勿論、高齢者の方たちのリスクが高いということはこれは端から分かっていますし、従来型のインフルエンザと比べて、当局・議会では議論もだいぶしましたが、実は大学生ってあんまり関係ない、というのと、本人自体は2日くらい寝てれば治っちゃうみたいところが案外あったりなんかして。何を申し上げているかというと、実はうちの大学 ICT 等々、ある種得意な分野でもあるので、実は今年の4月当初から全面遠隔講義に切り替えたんですね。意外とスムーズにいったので、この状況をちょっとだけお話すると、実は心が折れたのがちょっと増えました。先に言うと、遠隔の方が家から出なくて移動の時間が節約されて、画像を映すとデータ量が増えちゃうので、画像を映させないんですよ、聞いている側の。僕らだけが画像に出てパフォーマンスをするみたいな感じになっているんですけど。これは限りがあって、学生たちは勉強の真面目さは多分ないかもしれないんですけども、聞いていれば良いから楽だといって、意外と評判が良かったんです。学生の。僕は一人で、とにかく学生の4年間というのはあっという間に過ぎちゃうので、今色んな議論をしたり活動したりすることの子ども達の重要な時間を何とかしろって、大学当局に訴えたんですけど、結局遠隔操作になったんですね。申し上げたかったのは、この心が折れている学生って毎年数パーセントいるんですけど、遠隔になってちょっと増えました。それは大学生なのに友達ができないということと、折角大学生になったのに大学のキャンパスに入れないということだけで、実は心が折れちゃったという学生がいて、これは正直例年2から3パーセントくらいの学生なんですけれども、それが倍増してしまったということがありました。何を申し上げたいかというと、文京区の教育指針の中に ICT とか AI とかって便利ツールがいっぱい書いてあるんですけど、これだけに頼ってしまうと子どもの心が育たないとか、今小学生がタブレットを追加されてランドセルが後ろにひっくり返るくらい重くなっている、みたいな話がありますけれども、やっぱり環境とか実体験とかっていう場所の持っている力みたいなものを、是非子ども達の未来を前提として、ここで色々な意見をとにかく出して、優秀な委員長、副委員長、あと事務局含めて作業チームがいますので、どんどんこう課題と要望を出すみたいな、そんな議論も出来ると、100 パーセント実現はしませんけれども、おそらく。役所は万能じゃないので、上級官庁もありますし、東京都もいますので。ただ、そこにはやっぱり、まちづくりという表現をしますけれども、これは誰のものかということ、行政は住民の委託を受けて事務代行をやっている部分も全部ではない。勿論、直接選挙で人を選んでいきますから、皆様は全権委任しているんですけど。だけど、やっぱり主体は地域の人たち。本当に子どもを持っているか、持っていないかを含めて、まちの未来を考えた時に、改めて小学校というのは、かなりアンカーになる。施設というよりは空間、場所であるというのは、色々な形で議論に参加させていただければなと思います。とても鋭いご質問ないしはご意見が出ていたということについては、私も改めて気を引き締めて、皆様の議論に参加させていただければなと思いました。ですが、ただちょっと難しいことは、やはり今回のコロナの件で国が進めている財政出動が、あまりにも投資的経費が少なくて、ばらまき型になっているのも事実なので、現金の投資に止まらず、場所だとかそこで育つ子ども達の未来ということに投資する。投資という方法ですね、知恵を使うという投資を是非、皆様で進められればなと思いました。ただ、推計は難しくてですね、今別の区でやっている保育園が実は待機児童がいっぱいいるので、僕ずっと待機児童がいるから保育園を作るというその心が嫌って、ずっと言っていたんですけど。実はこの頃になって、予定していた待機児童がいなくなったんですよ。なぜかということ、都心部から地方移転が始まっていて、実は来

年、再来年に保育園ができるんですよ。予定する児童が、園児がいなくていうちょっと別の局面になっていたりして、今ちょっと困っていたりするんですけど。幸いなことに、文京区は教育にも力を入れているところもあって、先ほど示された推計にほとんど変化はないという表が出ています。それを地方都市と比べても仕方ないんですけど、地方圏は圧倒的に市内、町内にある小学校3つあるけど、どれをなくすというような議論をしているのが実態なので。それと比べることは全然意味はないですけど、やはり僕は潰す時にも思い出を並べて、その思い出を集約するような新しいリプレイスというか、そういうことを提案したりしていますが、それはあまり例にもならないし比較にもならないですけど、是非ここで育っていく子ども達が、いかに自分のまち、文京区であること、東京都であることを大事にするということに繋がるような場所が作れば一番良いかなと、改めて今日皆様の話を伺っていて感じました。次回からとっても急ぎ足になっているようなスケジュールでしたけれど、それもまた色々と相談させていただきながら、色々な議論が出来ればと思います。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○八木委員長：土田先生、貴重なお話をありがとうございました。最後に事務局の方から連絡がありますか。

○事務局：事務局からご連絡いたします。次回の検討委員会につきましては、新型コロナウイルス感染状況を鑑みつつ、年度内にもう一回開催したいと考えております。開催日時等、詳細につきましては改めて委員の皆様方にご案内いたします。また、次回の検討委員会の資料につきましては、開催の一週間前までにお送りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

○八木委員長：皆様の方からは何かありませんでしょうか。では、本日はこれにて終了ということにさせていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。